

(仮称) 青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

2023 年 11 月

青森南洋上風力開発合同会社

## 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日及び公告方法.....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
(3) 説明会での意見.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	4

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

2023年9月1日（金）

#### (2) 公告の方法

##### ①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に掲載した。

・2023年9月1日（金）付 東奥日報

##### ②広報誌による公告（別紙2参照）

下記関係自治体の広報誌に掲載した。

・つがる市広報「広報つがる 2023年8月号」

・鱒ヶ沢町広報「広報あじがさわ 2023年9月号」

・深浦町広報「広報ふかうら（おしらせ版） 2023年8月25日発行」

##### ③インターネットによるお知らせ

2023年9月1日（金）から、下記のウェブサイトにて「お知らせ」を掲載した。

・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙3参照）

<https://tokyu-reene.com/news/aomorikenokil.html> ※縦覧期間終了のため、閉鎖済み

#### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計6箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により公表を行った。

##### ①関係自治体庁舎での縦覧

・つがる市役所 地域創生課（青森県つがる市木造若緑61番地1）

・つがる市役所 車力出張所（青森県つがる市柏稲盛幾世41）

・鱒ヶ沢町役場 政策推進課（青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地）

・深浦町役場 総合戦略課（青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2）

・深浦町役場 大戸瀬支所（青森県西津軽郡深浦町大字関字栃沢78-2）

・深浦町役場 岩崎支所（青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字松原51-7）

##### ②インターネットの利用による公表

・東急不動産株式会社 ホームページ

<https://tokyu-reene.com/news/aomorikenokil.html> ※縦覧期間終了のため、閉鎖済み

#### (4) 縦覧期間

・縦覧期間：2023年9月1日（金）から2023年9月30日（土）まで

・縦覧時間：つがる市役所 地域創生課、車力出張所

午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

鱒ヶ沢町役場 政策推進課

午前9時00分～午後4時（土日・祝日を除く）

深浦町役場 総合戦略課、大戸瀬支所、岩崎支所

午前8時15分～午後5時（土日・祝日を除く）

なお、インターネットの利用による公表については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者（記名者）はなかった。

なお、インターネットの利用による公表における縦覧図書へのアクセス数は、カウントを行っていない。

（内訳）	つがる市役所 地域創生課	0名
	つがる市役所 車力出張所	0名
	鱒ヶ沢町役場 政策推進課	0名
	深浦町役場 総合戦略課	0名
	深浦町役場 大戸瀬支所	0名
	深浦町役場 岩崎支所	0名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙1、別紙2参照）

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

#### ① 出来島コミュニティー消防センター 大会議室（つがる市木造出来島雉子森28）

日時：2023年9月11日（月） 19時～20時30分

来場者数：1名

#### ② 牛瀉公民館 ホール（つがる市牛瀉町鷺野沢29-789）

日時：2023年9月12日（火） 19時～20時30分

来場者数：5名

③ 農村環境改善センター（深浦町北金ヶ沢塩見形 406-1）

日時：2023年9月13日（水） 17時～19時30分

来場者数：3名

④ 鱒ヶ沢町中央公民館 大会議室（鱒ヶ沢町本町 209-2）

日時：2023年9月14日（木） 19時～20時30分

来場者数：2名

(3) 説明会での意見

説明会での意見の概要及び事業者の見解について、参考資料として巻末に記載する。

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2023年9月1日（金）から2023年10月14日（土）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②東急不動産株式会社への書面の郵送もしくは電子メール

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出はなかった。

（内訳） つがる市役所 地域創生課	0件
つがる市役所 車力出張所	0件
鱒ヶ沢町役場 政策推進課	0件
深浦町役場 総合戦略課	0件
深浦町役場 大戸瀬支所	0件
深浦町役場 岩崎支所	0件
郵送もしくは電子メール	0件

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、受け付けた意見書はなかった。

○日刊新聞紙における広告

東奥新聞(2023年9月1日(金))

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、(仮称)青森県つがる市・鯉ヶ沢町沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催を以下のとおり公表します。

一、事業者の名称 青森南洋上風力開発合同会社  
 代表者の氏名 職務執行者 ゴードン・ジョン・ホワイト  
 主たる事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目1番13号  
 フライムテラス神谷町5階  
 (仮称)青森県つがる市・鯉ヶ沢町沖  
 洋上風力発電事業

二、対象事業の名称 発電所の種類 風力発電(洋上)  
 発電所の規模 最大六十五万キロワット  
 青森県つがる市及び西洋郡鯉ヶ沢町沖の海域

三、事業実施想定区域 令和5年9月1日(金)～9月30日(土)

四、縦覧期間 つがる市役所地域創生課、車力出張所  
 8時30分～17時00分(土日・祝日を除く)  
 鯉ヶ沢町役場政策推進課  
 9時00分～16時00分(土日・祝日を除く)  
 深浦町役場企画戦略課、大台郷支所、岩崎支所  
 8時15分～17時00分(土日・祝日を除く)

五、縦覧場所

電子縦覧 下記事業者ホームページ  
<https://tokyu-rene.com/news/aomori-kenki1.html>

六、意見書の提出方法 方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に付属の意見記入用紙に、氏名・住所・環境保全の見地からのご意見を記入の上、備付けの意見書箱に投函いただくか、下記お問い合わせ先まで郵送もしくは電子メールにてお寄せください。

七、意見書受付期限 令和5年10月14日(土)17時(郵送の場合、10月14日(土)消印有効)

八、説明会の開催日時及び場所 ※いずれも開催は1時間30分程度

9月11日(月)19時	出来島Tミニマニー消防センター
9月12日(火)19時	つがる市木造出来島雄子森28)
9月12日(火)19時	牛潟公民館
9月13日(水)17時	つがる市牛潟町鷺野沢29-789)
9月13日(水)17時	農村環境改善センター
9月14日(木)19時	(深浦町北金ヶ沢塩見形406-1)
	鯉ヶ沢町中央公民館
	(鯉ヶ沢町本町209-2)

九、お問い合わせ先・意見書の郵送先 東急不動産株式会社  
 戦略事業ユニット インフラ・インフラ・インフラ・インフラ  
 風力発電事業開発部 環境アセスメント担当 井上、布目  
 〒150-0049 東京都渋谷区道玄坂二丁目2番1号 東急インフラ  
 メールアドレス: TLC.Assessment@tokyu-land.co.jp  
 電話番号: 03-6455-6600 お電話での対応は  
 9時半～18時(土日・祝日を除く)とさせていただきます。

○広報誌による公告

つがる市広報「広報つがる 2023年8月号」

## (仮称)青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催について

つがる市および鱒ヶ沢町の沿岸域および沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき作成した「(仮称)青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧および説明会の開催についてお知らせします。

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、10月14日(土)までに下記問い合わせ先へ電子メールまたは郵送によりお寄せください。

▼縦覧場所：市役所地域創生課および車力出張所（8時30分～17時：閉庁日を除く）

※インターネットによる電子縦覧も下記事業者ホームページにて行います。

<https://tokyu-reene.com/news/aomorikenoki1.html>

▼縦覧期間：9月1日(金)～9月30日(土)

▼意見書受付期限：10月14日(土)17時（郵送の場合、10月14日(土)消印有効）

▼環境影響評価方法書に関する説明会：9月11日(月)19時～出来島コミュニティ消防センター（木造出来島雉子森28）、9月12日(火)19時～牛潟公民館（牛潟町鷺野沢29-789）※説明会は1時間30分程度を予定しています。

▼事業者：〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-13 プライムテラス神谷町5階 青森南洋上風力開発合同会社

【問い合わせ先】〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号渋谷ソラスタ

東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部 風力発電事業開発部

環境アセスメント担当 井上、布目 メールアドレス：TLC\_Assessment@tokyu-land.co.jp

電話03-6455-2690（9時30分～18時00分（土日祝日を除く））

市役所地域創生課 電話42-2111（内線352）



**(仮称)青森県つがる市・鱈ヶ沢町沖  
洋上風力発電事業環境影響評価  
方法書の縦覧及び説明会**

つがる市及び鱈ヶ沢町の沿岸域及び沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき作成した「(仮称)青森県つがる市・鱈ヶ沢町沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を行います。

**場所**▶ 町役場 政策推進課

**期間**▶ 9月1日(金)～30日(土)  
(土・日・祝日を除く)

**時間**▶ 9:00～16:00

**電子縦覧**▶ 事業者ホームページで公開  
<https://tokyu-reene.com/news/aomorikenokil.html>

**意見書の提出**

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見を記入のうえ、縦覧場所に備付けの意見書箱に投函いただくか、下記お問合せ先へ電子メールまたは郵送によりお寄せください。

**意見書受付期限**

10月14日(土)17:00まで(郵送の場合は当日消印有効、意見書箱に投函の場合は10月13日(金)まで)

**説明会**

**日時**▶ 9月14日(木)  
19:00～(90分程度)

**場所**▶ 鱈ヶ沢町中央公民館

**【事業者】**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-13  
プライムテラス神谷町5階 青森南洋上  
風力開発合同会社

**〒150-0043**

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号  
渋谷ソラスト 東急不動産株式会社  
戦略事業ユニット インフラ・インダス  
トリー事業本部 風力発電事業開発部  
環境アセスメント担当 井上、布目  
☎03-6455-2690/  
✉TLC\_Assessment@tokyu-land.co.jp]

**洋上風力発電事業 環境  
影響評価方法書の縦覧  
及び説明会について**

つがる市及び鯨ヶ沢町の沿岸域及び沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき作成した「（仮称）青森県つがる市・鯨ヶ沢町沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、10月14日（土）までにお問合せ先へ電子メール又は郵送によりお寄せください。

**◆縦覧場所**

役場2階 総合戦略課  
大戸瀬支所及び岩崎支所  
（8時15分～17時：土日・祝日を除く）

※インターネットによる電子縦覧も下記事業者ホームページにて行います。

<https://tokyu-reene.com/news/aomori/ikenoki1.html>

**◆縦覧期間**

9月1日（金）～9月30日（土）

**◆意見書受付期日**

10月14日（土）17時（郵送の場合、10月14日（土）消印有効）

**◆環境影響評価方法書に関する説明会**

9月13日（水）17時～

農村環境改善センター（深浦町

北金ヶ沢塩見形406-1）

※1時間30分程度を予定しています。

【事業者】〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-1-13

プライムテラス神谷町5階

青森南洋上風力開発合同会社

**□問合せ先**

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1丁目21

番1号渋谷ソラスタ

東急不動産株式会社 戦略事

業ユニット インフラ・インダス

トリー事業本部 風力発電事業

開発部 環境アセスメント担当

井上、布目

TEL 03-6455-2690

nd.co.jp

（9時30分～18時（土日・祝日除

く）

## ○東急不動産株式会社のホームページによるお知らせ

## 「(仮称)青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

東急不動産株式会社とCopenhagen Infrastructure Partners P/Sがファンド・マネージャーとして管理しているCI IV Transfer Cooperatief U. A.が設立した「青森南洋上風力開発合同会社」は、「(仮称)青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

## 方法書の公表

表紙・目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
3.1 自然的状況
3.2 社会的状況
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7章 その他環境省令で定める事項
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
資料編
要約書

方法書及び要約書は、令和5年9月1日(金)から9月30日(土)までご覧いただけます。

ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。

## 方法書の縦覧

## 縦覧場所

- つがる市役所企画調整課、車力出張所  
8時30分～17時00分(土日・祝日を除く)
- 鱒ヶ沢町役場政策推進課  
9時00分～16時00分(土日・祝日を除く)
- 深浦町役場2階総合戦略課、大戸瀬支所、岩崎支所  
8時15分～17時00分(土日・祝日を除く)

## 縦覧期間

令和5年9月1日(金)～令和5年9月30日(土)まで

## 意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。又は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出ください。意見書用紙は下記からダウンロードください。

[意見記入用紙\(PDF形式\)](#)

[意見記入用紙\(Word形式\)](#)

## 郵送受付期間

令和5年9月1日(金)から令和5年10月14日(土)まで(当日消印有効)

## メール受付期間

令和5年9月1日(金)から令和5年10月14日(土)17時00分まで

## 意見書箱受付期間

令和5年9月1日(金)から令和5年10月13日(金)まで

※縦覧場所での投函は土日閉館のため10月13日(金)までとなります。

## 意見書の郵送・メール提出先及びお問い合わせ先

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ

東急不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

風力発電事業開発部 環境アセスメント担当

電話 03-6455-2690(土日・祝日を除く、午前9時30分から18時00分)

メールアドレス [TLC\\_Assessment@tokyu-land.co.jp](mailto:TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp)

## 住民説明会の開催

方法書について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- 出来島コミュニティ消防センター(つがる市木造出来島雉子森28)  
令和5年9月11日(月)19時00分～
- 牛潟公民館(つがる市牛潟町鷺野沢29-789)  
令和5年9月12日(火)19時00分～
- 農村環境改善センター(深浦町北金ヶ沢塩見形406-1)  
令和5年9月13日(水)17時00分～
- 鱒ヶ沢町中央公民館(鱒ヶ沢町本町209-2)  
令和5年9月14日(木)19時00分～

※いずれも開催は1時間30分程度を予定しています。

## ○住民説明会意見及び事業者の見解

## ① 出来島コミュニティー消防センター（2023年9月11日（月）、来場者数1名）

No	説明会来場者の意見（質問）	事業者の見解（回答）
1	この海域は日本海中部地震、津波被害にもあっている。地震への対処はどうなっているか。	日本国内の基準に基づく、地震や津波、加えて台風にも耐えうる設計を行います。地震、気象等のこれまでのデータに基づく構造設計を行い、国の許認可を得て建設を行います。
2	近くの航空自衛隊のXバンド、気象庁のレーダーへの影響はないのか。	法定協議会においてXバンド、レーダーへの影響を考慮するよう意見があげられており、影響を考慮した区域設定がなされています。当該事業の法定協議会にはXバンドに関わる航空自衛隊も参加しており、レーダーへ影響を与えない風車の配置や高さの条件について確認を行い、計画を進めます。
3	多くの事業者がこの海域で計画しているようだが、この海域に風車を立てるのは1事業者のみか。	最終的には国から選定された1事業者のみが風車を立てることになります。計画している複数の事業者によって風車が乱立するといったことにはなりません。
4	事業者選定など、今問題となっている国会議員の件によって何か影響が生じることはあるのか。計画がなくなるなどはあるのか。	国会議員と特定の1事業者とのやり取りであり、我々とは関係はありません。 洋上風力発電は国策として進めている事業であり、計画がなくなることはないと考えています。
5	八甲田の陸上風力の問題についてはどう考えるか。	地域のシンボルだと認識しており、我々の考え方では風力事業は計画しません。本事業では地域の景観や人と自然との触れ合い、文化的な側面にも配慮して、事業を進めていければと考えています。
6	洋上風力事業の国の許認可は、誰が行うのか。農水省か。	促進区域内での事業については、最終的には経済産業省と国土交通省からの承認を受けることとなります。
7	本事業について、つがる市や鱈ヶ沢町などの関係市町は了承しているのか。	法定協議会の中では、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町が利害関係者として出席しており、地元行政の意見も伺いながら協議が進められています。
8	風車が塩で錆びるといことはあるのか。	先行的に進められてきたヨーロッパでは20～25年運転しても錆びの問題は生じていません。電気防食などの対策が施されているほか、年1回の定期点検を行うことで、問題があればすぐに対応する体制をとっています。
9	洋上風車が立つことで、背後の陸上風車の風が弱まったりしないのか。	干渉の影響については風況予測を行い、背後の陸上風車への影響がある場合は、陸上風車の事業者との協議を行い対応について議論させていただくこととなります。
10	つがる市、鱈ヶ沢町への交付金の割合はどうなっているのか。	事業者が決めるのではなく、法定協議会の中で議論される事項と考えています。

② 牛瀨公民館（2023年9月12日（火）、来場者数5名）

No	説明会来場者の意見（質問）	事業者の見解（回答）
1	事業区域の中に1事業者のみが風車を立てることになるのか。	最終的に国に選定された1事業者が開発することになります。
2	陸上風車に比べて洋上風車の大きさはどの程度か。	大きさとしては約2倍程度のイメージになります。
3	砂浜の変化についても想定しているということでしょうか。	防波堤や埋立地などとは違い、風車の構造からは波や流れが大きく変化することは想定されませんが、重要な地形の砂浜が広がる海岸ですので、実際に調査し、影響予測を行います。
4	私見だけ砂浜の変化はあると思う。砂浜の変化が起きてしまってから、想定外といったことがないようにしてもらいたい。 七里長浜は非常に単調な海岸で岩場がほとんどない。小さいころからの記憶では冬場の波の侵食が激しく、テトラポットが多数入っている。波による侵食が非常に激しい海岸であることに留意してほしい。	現況を把握するとともに、これまでの地形の状況を航空写真などから変動を把握した上で、文献などの情報も入手して、予測評価することを考えています。
5	海底ケーブルの陸揚げ地点はどうなっているか。	現時点では1か所での陸揚げを考えていますが、陸上ケーブルの接続点の位置によって複数の地点になる可能性があります。
6	ケーブルの接続はどこになるのか。	今後、経済産業省から公表されるものですが、青森変電所につながるのではないかと想定しています。
7	景観の調査地点として、千畳敷は事業範囲から外れているのでは。	風車の設置位置から距離はありますが、遠方に風車が見える景観として、調査地点としています。
8	計画中で公表できないものもあると思うが、事がおきてから住民がわかるのでは、共存共栄の意味がない。誰も反対していないので、できる限り話をしてほしい。	承知いたしました。
9	発電所出力65万KWは世帯数でどれぐらいか。	発電所の容量でいうと60万世帯分ぐらいですが、1年中発電するものではないため、それを考慮すると25万世帯分程度になります。
10	既存の陸上風車はそばに行くと携帯が繋がらない。昨今スマート農業でGPSをトラクターに搭載しているが、それも繋がらない。 電波障害が発生した場合はアンテナをつけるなど対応してください。	電波の調査も進めています。事後でも対応していきます。
11	施工用の船はあるのか。	先行して入札が行なわれたR1/R2の結果にも影響を受けますが、既に施工業者とは議論を開始しており、今後、新たに船をつくる動きもある状況ですので、最適解を見つけて参ります。

③ 農村環境改善センター（2023年9月13日（水）、来場者数3名）

No	説明会来場者の意見（質問）	事業者の見解（回答）
1	風車の風への耐性について、何メートルの風速まで耐えられるのか。	風で倒れるということはありません。クラス T 基準で規定される風の条件をクリアした風車を採用します。
2	各事業者によって採用する風車は違うのか。	各事業者とも基準は一緒ですので、地震などに対する耐性といった点からは一定以上の水準を満たされた風車を採用することになります。
3	これから大きな波が来た場合にどれぐらいの波に耐えられるのか。	波についても基準があります。過去の海象データも含めてこの海域の特性を踏まえた上で設計に取り入れていきます。
4	ケーブルはどこに持っていくのか。	今後、国の方から関係点が公表されます。その情報に基づいて陸揚げ箇所を検討していくこととなります。
5	このあたりは道路の下にケーブルを通しており、現在行っている深浦の陸上風力の工事のようにまた交通規制が始まるのかと思う。	ルートによってはご迷惑をおかけするかもしれません。
6	七里長浜港を利用している船には邪魔にならないのか。	法定協議会には船の関係団体の方も参加しており、風車の立地について協議しているところです。 事業者としても関係団体の方とやり取りしながら確認を進めています。
7	環境調査と事業のスケジュールはどうなっているのか。	事業者として選定されてから、環境調査を行います。調査を行い影響予測評価が終わるまでは、工事は開始されません。 影響予測については、他の海域、海外の先行事例、海だけではなく陸上の風力発電の結果なども参考にしながら行っています。

④ 鱒ヶ沢町中央公民館（2023年9月14日（木）、来場者数2名）

No	説明会来場者の意見（質問）	事業者の見解（回答）
1	こちらの合同会社が事業をやると決まったのか。なぜこの説明会を行うのか。	事業者はまだ決まっていませんが、環境影響評価法に基づいて説明会を実施しています。
2	秋田では売電価格を安くした事業者が落札したが、国会議員がその評価方法を変えて、値段が高くて落札できるようにと働きかけたことをマスコミから聞いた。結局、値段が高くなるようなら意味がないと思う。風の条件はヨーロッパと日本では違う。風力以外の別の電力も必要になるなら二重投資になるのではないか。	売電単価が安いということは、国民負担を減らすという意味で、国もそういう事業者を選定したと思っています。我々もなるべくコストを抑えて、国民負担を減らすやり方を模索しています。 国策として洋上風力を推進している背景としてはエネルギー安全保障の考え方があると思っています。エネルギー自給率を増やすことは国民生活の安定につながりますが、再生可能エネルギーは自然由来のため、他の電力と組み合わせるエネルギーミックスが重要であると考えています。
3	再生可能エネルギーが占める割合は発電量全体の0.数パーセントだから現状は回っている。これが仮に3割が風力と太陽光となった場合、半分しか発電できなかつたら電力は止まってしまうのではないか。	エネルギーミックスの考え方が重要になると考えます。 再生可能エネルギーは常に発電できるものではないので、それだけで成り立つものではないことは認識しています。他の電源や蓄電池等の新たな手法との組み合わせが必要と思っています。
4	ヨーロッパではかなり住宅地から離れて風車は設置されていると聞いている。国会議員も、青森県内では適地がないといった報告もあったことから、国会質問をしたとニュースで見た。津軽も適地はないと出ている。日本ではすぐ目の前に風車を計画するのはなぜか。景観予測の写真をみても、風車は目の前というぐらい圧迫感を感じた。	ヨーロッパは遠浅なので陸から数十キロ離れたところでも風車は設置できています。浮体式という手法もありますが、技術的にようやくヨーロッパで始まったところです。日本は地形が急峻なため、ヨーロッパよりも陸に近くなる傾向にあります。できれば陸から遠くに設置を計画したいと考えますが、最終的に水深や海域の利用状況との兼ね合いになってきます。
5	北海道ではレーダーサイト周辺で問題になっており、200km程度離れていないと風車の影響がでると聞いている。	法定協議会の中に防衛省も入っており、議論がなされたうえで事業区域は決められています。
6	風車はヨーロッパのものを使うことになるのか。	国産の風車がないので、海外の洋上風力メーカーから選ぶことになります。
7	昔、新潟・秋田・鱒ヶ沢では油田が出る可能性があるため掘削が行われた。もしかしたら海底油田があり、海が汚れるということがあれば迷惑なこと。	建設前に風車の全ての設置個所でボーリング調査を行います。そのボーリング調査の中で、事前に油田が含まれるかどうかを把握することができます。
8	ハタハタの産卵時期にもすごい数のウミネコが飛び回るっている。バードストライクが気になる。冬場の状況をみたことがあるか。	見たことはまだないですが、地元の鳥の専門家にも話を伺っており、ウミネコなど海鳥が防波堤の周りに多数いる状況は調査をする時には留意するようアドバイスを受けています。冬場の調査も行います。
9	現状つがる市には99本もの陸上風車がある。夜間には点灯して、綺麗とみるか、ひどいとみるか。景観の評価はどうするか。アンケートをとるのか。	景観の評価はフォトモンタージュの作成、垂直見込み角を指標とした評価方法を考えていますが、今後、県の審議会、経産省の顧問会といった専門家の意見も聞いて、本日頂いたアンケートでといったご意見も踏まえて、調査内容は見直ししながら適切に予測していきます。 夜間の光の点滅については、風車を多数建てる時には全部の風車で点灯させない減免措置も取り入れながら検討していくことを考えています。